

委員募集します

- ◆環境計画推進パートナーシップ会議
- ◆環境計画評価会議
- ◆地域包括支援センター運営協議会

市は、市政への市民の参画を推進するため、①環境計画推進パートナーシップ会議、②環境計画評価会議、③西宮地域包括支援センター運営協議会に参加する委員を公募します。

応募方法は下表のとおり。募集要項・申込書等は、各担当課で配布するほか、市のホームページ①・②はくらしの情報↓環境・緑化・衛生、③はくらしの手続き↓介護保険からダウンロード可。

【対象】平成27年4月1日現在、20歳(③は40歳)以上の人。①②は在勤・在学者可 ※本市の他の審議会の委員や市職員、市議会議員等を除く

【任期】4月1日から2年間

【募集人数】各2人

【報酬】出席委員に対し、規程により報酬を支給

【選考】書類審査と面接(①・②は必要に応じて)

①環境計画推進パートナーシップ会議
市民・事業者・行政で構成され、新環境計画の進捗状況や進行の管理、アドバイス等を行います。

②環境計画評価会議
新環境計画の推進状況や環境への取り組みに対するアドバイスなどを行います。

会議名称等	応募方法
①環境計画推進パートナーシップ会議	所定の申込書に①は「地域に根ざした環境まちづくりを進めるために」、②は「環境活動を評価することについて」をテーマにした小論文(いずれも800字~1200字)を添えて、2月12日~3月11日に郵送(消印有効)かEメールで提出を。持参も可 【担当課】環境・エネルギー推進課(市役所本庁舎8階 ☎0798・35・3479)
②環境計画評価会議	所定の応募用紙に「地域包括支援センターの運営についての提案」をテーマにした作文(800字程度)を添えて、3月10日までに郵送(必着)かEメールで提出を。持参も可 【担当課】介護保険課(市役所本庁舎1階 ☎0798・35・3314)
③地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置、公正・中立性の確保、適正な運営を図るために必要な事項について協議します。

③地域包括支援センター運営協議会
地域包括支援センターの設置、公正・中立性の確保、適正な運営を図るために必要な事項について協議します。

自転車利用など5つのテーマ 市民意識調査まもる

市は、市政に対する市民の皆さんの意識とその動向を知り、施策の策定や市政運営の基礎資料とするため、毎年20歳以上の市民3500人を対象に「市民意識調査」を実施しています。

今年度は、生涯学習、自転車利用、消費者教育の推進、家庭での防火対策、地域コミュニティの5つのテーマについて調査しました。

今年度の調査回収率は約54.0%で、郵送による調査としては高い回収率になりました。ご協力ありがとうございました。

報告書は、3月上旬から市立図書館や公民館などで閲覧できるほか、市のホームページ(市政情報↓広報・広聴)に掲載します。

問合せは市民相談課(0798・35・3100)へ。

ニーズ高い政策わかる まちづくり評価アンケート結果

市は、市民の皆さんの価値観やニーズを的確にとらえ、これまでのまちづくりの成果をさらに発展させるために、20歳以上の市民の皆さん500人(市内全域無作為抽出)に対して「まちづくり評価アンケート」を実施しました。

アンケートの結果、市民の皆さんの期待度と満足度に大きなギャップがあり、取り組むべき必要性の高い施策は、「健全な財政運営」、「医療保険・医療助成・年金制度の安定」、「高齢者福祉の充実」などであることが分かりました。

結果の詳細については市のホームページ(市政情報↓総合計画と部門別計画↓総合計画)に掲載しています。

問合せは政策推進課(0798・35・3476)へ。

デジタル変換 まもなく終了

ベイ・コミュニケーションズは2月17日の正午に、e0光テレビは3月3日にデジタル変換サービス(地上デジタル放送をアナログ放送に変換して行う放送)を終了します。

地上デジタル放送(以下、地デジ)を受信するには、①地デジ対応テレビに買い換える、②テレビに地デジチューナーを接続するなど、対応が必要です。

テレビの画面に「デジタル」の文字が表示されている場合はご注意ください。

【問合せ】デジタル変換お客様センター(0120・401173)、e0サポートダイヤル(0120・919・1151)▽地デジチューナー支援制度について：総務省地デジチューナー支援実施センター(0570・034・037)へ

インフォメーション

市から

3月定例会市議会を開催
27年度予算を審査

3月定例会市議会が、2月20日に開会、3月20日までの日程で開かれる予定です。

主な日程は、市長による施政方針演説が20日、代表質問が26・27日、一般質問が3月2日~5日、常任委員会が9・10日、アサヒビル工場跡地問題特別委員会が11日、予算特別委員会の各分科会が12日、17日、本会議での採決が19日の予定です。ただし、日程は変更になる場合があります。なお、本会議、委員会は傍聴できます。

問合せは議会事務局(0798・35・3380)へ。

生ごみ処理機等
購入費補助金交付
26年度分受付終了

平成26年度の生ごみ処理機等購入費補助金交付受付は1月30日をもって終了しました。27年度の受付は、4月1日、来月1月29日に行う予定です。

問合せは美化企画課(0798・35・8653)へ。

飼い犬登録内容
変更時は届け出を

飼い犬の登録内容に次のような変更がある場合は必ず届け出てください。なお、3月末に平成27年度の狂犬病予防注射案内通知書を郵送する予定です。

問合せは動物管理センター(0798・81・1220)へ。

【変更届が必要な事由】飼い犬の死亡、飼い主の変更、譲渡、飼い主の姓の変更等、飼い主の住所変更(市内での転居、市外からの転入)、飼い主の市外への転出(転出先の市町村で届け出が必要)

毎月20日は
ノーマイカーデー

大気汚染の原因の1つである窒素酸化物は、特に冬季に濃度が高くなります。地球環境を守るため、マイカーの利用をできるだけ控えましょう。また運転時はエコドライブに努めましょう。

問合せは環境保全課(0798・35・3801)へ。

◆秘書・国際課事務局(フレンテ西宮内)が一時移転

2月17日(火)はフレンテ西宮の全館電気設備点検のため、同館内に事務局を置く秘書・国際課は、市役所本庁舎4階の秘書・国際課で業務を行います。問合せは秘書・国際課(0798・05・3450)へ

◆北部・鳴尾図書館休館

蔵書点検・整理のため(返却ポストは通常どおり利用可。CDは返却不可)。休みに伴い返却期限の延長あり。休館期間は次のとおり▽北部図書館(0797・61・1706)：2月23日~3月3日▽鳴尾図書館(0798・45・5003)：3月2日~10日

◆交通需要軽減キャンペーンを実施

期間は2月28日まで。国道43号・阪神高速3号神戸線の大気環境改善に向け

て、阪神高速5号湾岸線等への迂(う)回をお願いします。問合せは国土交通省近畿地方整備局(06・6942・1141)へ

◆その他

◆優良運転者表彰「金正賞」の申請受付 対象は2月1日現在、5年以上無事故無違反で、金賞受賞後5年(営業用3年、原動機付自転車10年以上経過している交通安全協会会員。申請は2月27日まで。申請方法など問合せは西宮交通安全協会(0798・33・2377)、または甲子園交通安全協会(0798・46・0369)へ

◆社会福祉協議会宛て★善意銀行へ(総合福祉センター利用者(募金箱)、西宮市民共済生活協同組合、健康体操・ママさん体操・さわやか体操・子供体操 鍵山智子、匿名4件)合計16万6874円

★物品の寄付 むつみ会(子供用布おむつ)、健康体操・ママさん体操・さわやか体操・子供体操 鍵山智子(拭き取り布)、匿名2件(拭き取り布、紙おむつ・介護用ビニール手袋) (敬称略)

【12月分】(市宛て)★「青い鳥」福祉基金へ 西宮市佛

教会、村田泰造、マリン技研サービス、佐々木富之、西水波アルミカン同好会、小西印刷所役員・社員一同、平成27年干支展(未)ギャラリースHIMA 島一夫、匿名2件)合計156万7812円

★教育振興基金へ 尾崎一宇 200万円 ★西宮市協愛奨学基金へ 匿名1件 11万円

【2月分】(市宛て)★「青い鳥」福祉基金へ 西宮市佛

て、阪神高速5号湾岸線等への迂(う)回をお願いします。問合せは国土交通省近畿地方整備局(06・6942・1141)へ

て、阪神高速5号湾岸線等への迂(う)回をお願いします。問合せは国土交通省近畿地方整備局(06・6942・1141)へ

て、阪神高速5号湾岸線等への迂(う)回をお願いします。問合せは国土交通省近畿地方整備局(06・6942・1141)へ

消費生活ガイド



トラブルにあったら
消費生活センターに相談を。
0798・64・0999

現金を持たずに買い物ができる手軽さから、プリペイドカードやスマホを使って電子マネーによる「キャッシュレス決済」を利用する人が増えています。

便利な一方、仕組みをよく理解してトラブルにならないように注意が必要です。

万が一、紛失した時の補償は電子マネーの種類によってさまざまです。前払い方式で、所有者の情報を登録していない無記名式の場合は、現金と同じで残高が補償されません。また、記名式の場合でも、紛失の届け出による停止手続きから措置完了までにタイムラグが生じ、この間に不正利用された額は補償されないのに注意が必要です。

後払い方式の電子マネーの場合は、クレジットカードと同じで届出日から60日間さかのぼって補償されます。

トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センターへ相談してください。

電子マネー紛失時の補償について

現金を持たずに買い物ができる手軽さから、プリペイドカードやスマホを使って電子マネーによる「キャッシュレス決済」を利用する人が増えています。

便利な一方、仕組みをよく理解してトラブルにならないように注意が必要です。

万が一、紛失した時の補償は電子マネーの種類によってさまざまです。前払い方式で、所有者の情報を登録していない無記名式の場合は、現金と同じで残高が補償されません。また、記名式の場合でも、紛失の届け出による停止手続きから措置完了までにタイムラグが生じ、この間に不正利用された額は補償されないのに注意が必要です。

後払い方式の電子マネーの場合は、クレジットカードと同じで届出日から60日間さかのぼって補償されます。

トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センターへ相談してください。

善意の寄託



【12月分】(市宛て)★「青い鳥」福祉基金へ 西宮市佛

て、阪神高速5号湾岸線等への迂(う)回をお願いします。問合せは国土交通省近畿地方整備局(06・6942・1141)へ

て、阪神高速5号湾岸線等への迂(う)回をお願いします。問合せは国土交通省近畿地方整備局(06・6942・1141)へ

て、阪神高速5号湾岸線等への迂(う)回をお願いします。問合せは国土交通省近畿地方整備局(06・6942・1141)へ

て、阪神高速5号湾岸線等への迂(う)回をお願いします。問合せは国土交通省近畿地方整備局(06・6942・1141)へ